# 平成31年度水質測定計画基本方針(案)の概要

# 1. 目的

公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視し、環境基準の達成状況を把握するため、 水質測定計画を策定する。

(根拠法令:水質汚濁防止法(昭和45年12月25日法律第138号)第15条、第16条)

### 2. 測定地点の選定

### ● 公共用水域

(1)環境基準点 生活環境項目の類型当てはめ水域において、環境基準の維持達成状況を把握 するための地点。原則1水域あたり1地点。合計65地点を選定。

(2) その他の地点 環境基準点を補完する地点とそれ以外の地点、合計56地点を選定。

## (3)水系別測定地点数

水 系	環境基準設定		環境	補助	その他の	地点数
	河川数	水域数	基準点数	地点数	地点数	合計
大 和 川	14	21	21	20	10	51
紀の川	3	5	5	3	10	18
淀 川	22	28	28	7	3	38
新宮川	4	10	11	0	3	14
計	43	64	65	30	26	121

#### (4)調査機関

原則、管理主体が行う。(国土交通省、水資源機構、奈良県、奈良市)

#### ● 地下水

#### (1)概況調査

県内をメッシュに区分し、その中に原則1メッシュ1地点を選定。(全238メッシュ) 大和平野及び五條市 1辺2km、他の地域 1辺10km 上記選定地点約200地点(内奈良市33地点)で調査を実施する。

# (2)継続監視調査

過去3年の調査で基準超過した5地点について超過項目を測定する。ただし、概況調査として実施のものは除く。

●硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 橿原市1、桜井市1、五條市1

●ひ素 河合町1

# 3. 調査項目及び測定回数

#### ● 公共用水域

(1)生活環境項目(BOD等11項目)

大和川基準、紀の川基準 I の基準点は年12回測定。 淀川基準、紀の川基準 II、新宮川基準の基準点及びその他の地点は年4回測定。 また、水生生物保全に係る項目については、類型指定区域の地点について年4~12回、そ の他の地点で年1~12回測定。

(2)健康項目(カドミウム等27項目) 全環境基準点について年1回測定。

(3)特殊項目(銅、クロム等6項目)

環境基準点のうち主要な地点(主に支川流末)で年1回測定。

(4) その他の項目(陰イオン界面活性剤等8項目) 年4~12回測定。

- (5)ダム湖調査項目(オルトリン酸態リン、クロロフィルa) 年4回測定。
- (6)要監視項目(トルエン等29項目) 環境基準点で原則年1回測定。 クロロホルム等水生生物保全に係る6項目は年1回測定。

#### ● 地下水

(1)概況調査

健康項目と要監視項目について年1回測定。

(2)継続監視調査

超過した項目及び必要に応じて関連項目について年1回測定。

- 4. その他
- 公共用水域の底質調査
  - ・大和川水系の主要な22地点(主に支川流末)で年1回測定
  - ・布目ダム湖及び室生ダム(県水取水口)で年1回測定
  - ・芳野川で年4回測定